

沖縄県移住受入協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、沖縄県移住受入協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 急速な少子高齢化の進展や離島・過疎地域における人口減少を踏まえ、県、市町村及び民間団体等（事業者及びNPO法人を含む。以下同じ。）が連携・協働して移住・定住の促進に取り組み、都市部等へ転出後再び出身地に戻る者（Uターン者）及び都市部等から出身地以外の地に移り住む者（I・Jターン者）（以下「移住者等」という。）を持続的に受け入れることによって、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(所管事項)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 移住者等受入促進に関する情報等の収集・共有
- (2) 移住者等受入促進に関する調査・研究
- (3) 移住者等受入に係る情報等の発信
- (4) 一体的な取り組みが必要な施策等の検討・実施
- (5) まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき国が実施する施策等との連携
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 県及び移住者等の受入に取り組む市町村又はこれから取り組もうとする市町村
- (2) 移住者等受入に係る民間団体等の職員
- (3) 移住者等受入に関して知見を有する者
- (4) その他、協議会が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
- 2 会長は、沖縄県企画部企画調整統括監をもって充てる。
- 3 副会長は、協議会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した順序により、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による仕事は、前任者の残任期間とする。

(研究会の設置)

第8条 会長は、移住者等受入促進に関する調査・研究を行わせるため、協議会に研究会を置くことができる。

2 研究会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(会議)

第9条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会に出席できない者は、他の者を代理人として出席させることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を沖縄県企画部地域・離島課に置く。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は平成27年3月27日から施行する。